

山村振興法改正法案の成立、ありがとうございました

全国山村振興連盟会長 金子恭之

「山村振興法の一部を改正する法律案」は、3月31日の参議院本会議において可決・成立し、4月1日から施行されました。本法案は 議員立法の法律案であり、成立に向けて尽力いただいた国会議員の皆様方、所管省庁の皆様方に対し、心から感謝を申し上げます。また、法改正に向けて、ともに要請活動を行ってきた会員市町村長の皆様に、改めてお礼申し上げます。

山村振興法の期限が本年3月31日をもって到来することから、全国山村振興連盟では一昨年から市町村長副会長等による「山村振興法改正問題検討会」を設置し、関係省庁の担当課室長などの参加も得ながら、法改正に向けて検討を行ってまいりました。また、山村地域の全市町村・都道府県に対して、アンケート調査を行いました。これらを踏まえて、一昨年の秋からは通常の予算・施策要望のほかに「法改正に関する特別要望」を理事会・総会で決議し、国会・政府関係者に対して要請活動を行ってきたところです。また並行して自民党山村振興特別委員会に出席して、現地の実情や声を伝えてまいりました。

昨年には要請活動も熱気を帯び、7月に有識者を迎えての意見交換会、ブロック会議等での意見交換会を行うとともに、提起された各種の意見を盛り込んだ「山振興法の改正方向と論点について」の取りまとめなどを経て、11月には各党の会員議員の参加を得て、総決起大会を開催しました。

各党においては、11月・12月の自民党山村振興特別委員会、1月の公明党農林水産部会を皮切りに、2月には超党派での会議が2度開催され、自民党・公明党・立憲民主党・日本維新の会・国民民主党・共産党の各先生による意見交換が行われました。続いて各党の機関において、議論が行われました。

そして3月18日、衆議院農林水産委員会において委員長の提案により法案が提出され、可決。3月21日、衆議院本会議で可決し、3月27日参議院農林水産委員会で可決、3月31日、参議院本会議で可決・成立となったものです。

こうした経緯を経て成立した改正山村振興法には、全国山村振興連盟からの要望事項も基本的にすべて盛り込んでいただきました。特に、目的規定に追加された「山村の持続的な発展」は、少ない人口で広大な国土や森林を管理し守っている山村が、国家・国民のために将来にわたって持続していかなければならないという理念が込められています。また、これを実現するために国・地方公共団体の施策も「責務」という形に改められました。配慮規定の追加・修正は、新設された条文が12条、改定された条文が8条と、多岐に渡りました。

このように未来を目指して改正していただいた山村振興法ですから、これらの規定の一つ一つに基づいて、関係省庁から積極的な施策を打ち出していただきたいと思いますと考えます。人口減少・高齢化等により、ますます厳しさを増す山村ですが、山村の価値と山村に対する支援の必要性が国会において認められたわけですから、全国山村振興連盟としても、今後さらに要請活動を強めていきたいと考えています。

ありがとうございました。そして今後とも、よろしくお願い致します。